介護老人保健施設ケアポート栗東
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する介護老人保健施設ケアポート栗東（以下「当事業所」という。）が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　通所リハビリテーション等は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、生活機能の維持又は向上を目指し、通所リハビリテーション等計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当事業所では、通所リハビリテーション等計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

３　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあったては、介護保険法第１１８条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ

有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第４条　当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）事業所名　　社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会
介護老人保健施設　ケアポート栗東　通所リハビリテーション

（２）開設年月日　平成１２年４月１日

（３）所在地　　滋賀県栗東市大橋二丁目８番２号

（４）電話番号　　０７７-５５１-２６００　　ファックス番号　　０７７-５５１-２６０９

（５）管理者名　　吉岡　誠

（６）介護保険指定番号　介護老人保健施設（２５５１２８００１５号）

（従業者の職種、員数）

第５条　当事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）　管理者（１名兼務）：事業所の方針に従い、運営管理並びに経営の諸活動を統括し、事業所を代表する。

（２）　医師（１名以上）：利用者の診察と健康管理、保健衛生の指導、協力病院等との連携を図る。

（３）　看護職員（１名以上）：医師の指示による処置、利用者の看護、保健衛生指導、医療機器、薬品等の整理保管、診察室等の管理、診療記録等の整備保管、介護職員が行う業務の補助、その他看護に関する事項を行う。
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

（４）　介護職員（３名以上）：利用者の介護及び日常生活の援助、日常生活の補導、衣服・寝具・日用品等の管理、療養室・食堂・談話室・浴室等の管理、看護職員が行う業務の補助、利用者等の送迎・その他車両の運転に関する事項、その他介護に関する事項を行う。また、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

（５）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（１名以上）：医師の指示に基づきリハビリテーションを実施する。また、多職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

（６）　管理栄養士（１名以上）：食事の献立と調理指導、食品の調達計画と受払、栄養管理指導、調理室及び休憩室等の管理、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態管理、食事相談、その他栄養、調理に関する事項を行う。また、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

（７）　事務員および労務員、その他（４名以上）：建物・設備・植栽・備品等の保全管理、保険請求業務及びその他必要な業務、労務・経理に関する管理、物品の調達受払、文書の収受整理・文書受付簿の管理整理、関係機関との連絡、委託会社への指示管理、その他事務に関する事項を行う。

（営業日および営業時間）
第６条 通所リハビリテーションの営業日および営業時間は以下のとおりとする。
（１）営業日 月曜日～土曜日（年間運用カレンダーに基づく）
営業時間 ９時００～１７時００分

（利用定員）
第７条 当事業所の定員は、次のとおりとする。
（１）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションを含む）
３０名

（事業の内容）
第８条 当事業所において実施する内容は次のとおりとする。
（１）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。
（２） 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
（３） 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
（４） 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎をする。
（５） 通所リハビリテーション計画に基づき、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等を管理する。

（通常の事業の実施地域）
第９条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
（１） 栗東市、守山市（レインボーロードより南側、浜街道より東側）、草津市（大路３丁目、東草津１丁目～２丁目）

（利用者負担の額）
第１０条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
（１）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
（２）当事業所は前項の支払いを受ける額のほか、その他の費用として、利用者が選定する特別な食事の費用、日用生活品費、おむつ代、理美容代、行事費、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料の支払いを利用者から受ける。

※各種利用料を受けるため、以下列記する。

1 食費（おやつ含）840 円

2 おやつのみ 100 円

3 その他日常生活品費 利用時間 3-4 以上 70 円/日 利用時間 2-3 以下 30 円/日

上用おしぼり（保温）・手指消毒液・うがい用イソジン・足拭きマット・施設備品衣類・施設設備タオル等、当事業所で用意するものをご利用いただいた場合

4 おむつ代 50～150 円

5 文書料 2000～5000 円（+消費税）

6 受領証明書 500 円（+消費税）

7 キャンセル料 500 円

8 電気持込料 50 円

9 行事費教養娯楽費 実費相当

（減免）

第 11 条 利用料などの減免については、別に定める減免規程に基づき行う。

（身体の拘束等）

第 12 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第 13 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（4）前3号に揚げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第 15 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

（1）喫煙・飲酒は禁止とする。

（2）火気の取扱いは、禁止とする。

（3）設備・備品の利用は、丁寧に扱うものとする。

（4）所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に最低限必要なものとし、電気製品については、事前に許可を得ること。

（5）金銭・貴重品の管理の持ちこみは日常生活に最低限必要なものとし、盗難について事業所はその責めを負わないものとする。

（6）利用者への営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動は、禁止する。

（7）ペットの持ち込みは、禁止する。

（8）他の利用者への迷惑行為は、禁止する。

（9）当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に事業所は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

（非常災害対策）

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者には、事業所管理者とは別に充てる。

（2）火元責任者には、事業所職員を充てる。

（3）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（4）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（5）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を 編成し、任務の遂行に当たる。

（6）防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 1 回

②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回

③非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（7）当事業所は、（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に勤めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し定期的に業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（協力医療機関）

第 18 条 事業所における緊急医療などの範囲を超える処置等を必要とする場合は、協力医療機関にて治療及び処置を行う。

（1）協力医療機関

名 称 ： 社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院

住 所 ： 滋賀県栗東市大橋二丁目 4 番 1 号

（2）協力歯科医療機関

名 称 ： 岩田歯科医院

住 所 ： 滋賀県栗東市手原 5−7−10

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 19 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 事業所の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的医療機関での診療を依頼する。

（職員の服務規律）

第 20 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1） 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（2） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（3） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 21 条　当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2　当事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的は研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第 22 条　当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人恩賜財団済生会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 23 条　当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診する。

（衛生管理）

第 24 条　利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。

2　感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（別添）を定め、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理等必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）　当事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）　当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

（3）　当事業において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（4）　「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行なう。

4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行なう。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 25 条　当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行なう。

（実習生等の受入れ）

第 26 条　当事業所は、年間を通じて看護・介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士などを目指す学生を実習生として受入れる場合がある。

2　実習生にも職員同様、秘密保持義務などがあり、必ず当事業所職員の指導のもとで実習するものとする。利用者は、実習生の受入れについて不都合のある場合は、当事業所職員に申出るものとする。

（苦情対応）

第 27 条　当事業所は、提供した介護保険サービスに対する要望や苦情に、迅速かつ適切に対応するものとする。

（賠償責任）

第 28 条　介護保険サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとする。

2　利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び申請者は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 29 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2　運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3　当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人恩賜財団済生会の役員会において定めるものとする。

付　則

この運営規程は、平成 12 年 1 月 11 日に制定する。
この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程を一部改定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 26 年 5 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 26 年 5 月 20 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 27 年 11 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。
この運営規程を一部改定し、令和 8 年 10 月 23 日より施行する。